

第 1 1 期 新 宿 区 環 境 審 議 会 (第 3 回)

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 (木)

新宿区環境清掃部環境対策課

第11期新宿区環境審議会（第3回）

平成28年11月10日（木）

本庁舎6階第3委員会室

1 議題

- 1 第三次環境基本計画 基本目標体系案
- 2 基本目標2 豊かなみどりの保全と創出に関する施策について
- 3 基本目標3 資源循環型社会の形成に関する施策について
- 4 各委員からの意見交換
- 5 その他
- 6 事務局からの連絡事項等

2 配付資料

- 1 第三次環境基本計画 基本目標体系案
- 2 みどりの基本計画（概要版）
- 3 みどりの実態調査（第8次）概要版
- 4 一般廃棄物処理基本計画（概要版）
- 4 基本目標2・3の具体的な取組内容に対する意見等

○審議会委員

出席（14名）

会 長	丸 田 頼 一	委 員	安 田 八十五
委 員	崎 田 裕 子	委 員	勝 田 正 文
委 員	亀 井 潤一郎	委 員	福 井 榮 子
委 員	千 田 政 明	委 員	齋 藤 親 子
委 員	大 島 弥 一	委 員	小 畑 俊 満
委 員	桑 島 裕 武	委 員	柏 木 直 行
代 理 者	岡 野 弘 和（山本委員代理）		

欠席（3名）

副会長 野村 恭子

委員 原田 由美子

委員 中 臺 浩 正

◎開会

○会長 定刻になりましたので、ただ今から第11期新宿区環境審議会第3回を開催いたします。

◎事務局説明

○会長 初めに、審議会委員の出欠状況について、事務局からご報告お願いいたします。

○環境対策課長 皆様おはようございます。よろしく申し上げます。

本日ご欠席の連絡をいただいております委員は、野村副会長と中臺委員です。また、山本委員につきましては、代理といたしまして東京総合支社副社長の岡野様に代理出席をいただいております。ただ今のところ、委員16名中13名の方がご出席でございますので、新宿区環境審議会規則による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、続きまして、本日の配付資料などの確認でございます。同じく事務局からお願いいたします。

○環境対策課長 資料確認をさせていただきます。本日の資料ですが、事前に送付させていただいておりますが、本日お持ちいただいておりますでしょうか。お持ちでない方いらっしゃいませんか。確認させていただきます。

まず、第三次環境基本計画基本目標体系案、右側に資料1とついているものですが、ございますでしょうか。よろしいですか。それから、事前に送らせていただいたみどりの基本計画（概要版）です。それから、同じくみどりの実態調査第8次（概要版）でございます。よろしいですか。次に、一般廃棄物処理基本計画（概要版）です。次が、参考資料と書いていますが、各委員の皆様からいただいた基本目標2、3の具体的な取り組み内容に対する意見等でございます。こちらにつきましては、安田委員からいただいておりますのが追加で机の上に置かせていただいておりますので、一緒にあわせてご覧いただけますようよろしくお願いいたします。

本日、基本目標の2、3につきましては、それぞれの担当課から、後ほどパワーポイントを使ってご説明させていただきますけれども、パワーポイントの印刷した資料です。「基本目標2の資源循環社会の構築に向けた取り組み」、「新宿区のみどりの現状と今後のみどり施策について」というパワーポイントの資料、これをおつけしておりますのでご確認をお願いいたします。

それから、新宿区環境白書平成28年度版、こちらも配布させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

以上ですが、不足の方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それから、最後にマイク的使用方法ですが、改めてご説明させていただきます。

皆様の前に置いてありますマイク、発言される時はマイクの台座にございますボタン要求の4を押してください。そうしますとマイクの上のほうのところは今オレンジ色になっていますが、そこが光ります。そこが赤く点灯したらオンということになります。発言が終わりましたらその右隣の終了の5番を必ず押していただくようよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○会長 ありがとうございました。

◎第三次環境基本計画 基本目標体系案について

○会長 それでは、お手元の次第に沿いまして議事に入らせていただきます。

終了時刻はいつものとおり11時半を予定しておりますのでよろしくご協力をお願いいたします。

では、次第の1の第三次環境基本計画基本目標体系案についてご説明をお願いいたします。

○事務局 環境対策課の岸田です。よろしくお願いいたします。

第三次環境基本計画基本目標体系案についてご説明させていただきます。

A3の資料1をごらんください。

今年度の環境審議会は、本日と来年の1月と3月の3回を予定しております、今年度

はこの基本目標体系案の完成までを予定しております。今回はこちらの赤枠で囲んだ基本目標2と3の取組方針、取組内容についてご検討いただきたいと思います。なお、取組方針については、皆様からいただいたご意見をもとに事務局で案を作成して記載しております。

また、前回の審議会で、それぞれの施策の担当課のほうから直接事業の進捗状況ですとか、計画等の説明を受けたいというご要望がありましたので、本日は基本目標2に関する主担当課であるみどり公園課、基本目標3に関する主担当課であるごみ減量リサイクル課と新宿清掃事務所から説明いたします。質疑応答の時間も設けてございます。それぞれの担当課の説明をお聞きいただいた上で、既にご提出いただいている基本目標2、3の具体的な取組内容に対する意見等も含めながらご議論いただきたいと思っております。

説明は以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。

担当課からご説明いただけるということでございます。

◎基本目標2 豊かなみどりの保全と創出に関する施策について

○会長 では、早速でございますが、次第の2、基本目標2、豊かなみどりの保全と創出に関する施策について、みどり公園課からご説明をお願いいたします。

○みどり公園課長 おはようございます。みどり土木部のみどり公園課長の依田でございます。

最初は、パワーポイントを使わないで簡単に説明させていただきたいんですが、豊かなみどりの保全と創出に関する施策ということで、新宿区のみどりの基本計画の改定の取り組みについて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

みどりの基本計画でございますが、新宿区のみどりに関する総合的な計画で、都市緑地法に基づいて作成しているものです。みどりと言いましても、樹木や草花などの植物、また昆虫、野鳥、動物などの生き物、また緑地、水辺、公園などを含みます。これらの自然なものにより構成される環境ということで、幅広い範囲を指して考えております。

今の計画ですけれども、平成21年2月に策定しまして、当面の目標を10年間と決めておりましたので、今年、来年の2カ年をかけて改定を作業を行っているところです。

事前にお配りしております概要版を見ていただきたいと思います。お持ちでしょうか。

まず、こちらの概要版の表紙を見ていただきたいと思います。この表紙の絵に、みどりの基本計画のエッセンスを集約して表現しております。本来なら、この絵にありますように、何百年も残るような巨木のような永続性のある緑をぜひ増やしていきたいという想いは強いところなのですが、新宿区は、地価も高く、緑化の余地もほとんどないところが多いという現状があります。そこであらゆる機会、手段を使いまして、創意工夫のもと、例えば、この丸い小さい写真何枚かありますが、こちらにありますような道路上に柵をつくって緑化したりとか、川の護岸自体を緑化したりとか、街路樹に花を飾ったりとか、少しでも緑を創意工夫して増やし、残していこうという思いを表現しております。

開いていただいて、下に葉っぱで2ページと書いてありますが、こちらの下半分が計画の方針です。地域の貴重なみどりを守る、新たなみどりを増やす、新宿ならではの特色あるみどりをつくる、みどりの啓発と仕組みをつくるという、この4つを柱として考えております。

さらに開いていただいて、6ページというのを見ていただきたいと思います。

今の4つのそれぞれの方針ごとに行動計画というのを22個定めております。さらに一つの行動、それぞれのアクションの中で重点的に取り組むもの、早期に実現を図るもの、将来に向けて調整を行うものと、重みづけをしております。今の一步から将来を見据えて取り組めるみどりの基本計画ということで策定しております。

それでは、この計画の改定に当たりまして行いました各種調査、また改定の仕方につきまして、みどりの係の三橋主査のほうから説明させていただきます。

○みどり公園課 皆様おはようございます。みどり公園課の三橋と言います。これから簡単ではございますけれども、みどりの新宿の現状と施策についてご説明をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

それでは、正面のパワーポイントの画面をご覧ください。

まず、新宿区のみどりの現状ということなのですが、こちらにつきましては、昨年度行いました、第8次のみどりの実態調査からご説明をさせていただきます。

みどりの実態調査は、昭和47年に第1回を行いまして、その後、昭和59年の第2次からは5年ごとに行っております。昨年行いましたのは第8次の調査ということになります。

調査方法は、上空約2,000メートルのところに飛行機を飛ばしての空中写真からの解析と新宿区内をくまなく歩いての現地調査、それから街路樹につきましては、区道、都道、国道とございますので、それぞれの管理数値から集計しております。

こちらが空中写真の映像でございます。実際には、数十カット写真を撮って、その合成の写真であります。お手元に配っております実態調査の概要のほうには、これを見やすく絵の形にしたもので載せております。

それでは、調査結果の説明をさせていただきます。

まず、空中写真からの調査でございます。

上空から見たときに、みどりがどのくらいあるかと、これを緑被、その割合を緑被率と言います。今回は、1平方メートル以上のみどりを集計しております。

まず調査結果ですけれども、新宿区全体で緑被率は17.48%ということございました。これは、5年前の調査に比べると0.39ポイントと、やや減少しております。

主な原因といたしましては、草地が減ったことによるものでございます。

この緑被の中身といたしましては、樹木・樹林、それから草地、それから屋上緑化に分かれております。これらにつきまして、面積から5年間の変化を少し見ていきたいと思っております。

まず、樹木・樹林ですけれども、5年前の調査に比べて0.3ヘクタール、やや減少をしております。主な原因といたしましては、住宅地、個々の小さい住宅地のみどりが減ったということでございます。

次に、草地ですけれども、マイナス6.9ヘクタールと大きく減少をしております。新宿区内で草地と言いましても天然の草原というのはありませんので、大半が公園や大学、あるいは企業のグラウンド等の草地なのですけれども、今回減った草地の主なものは、民有地にあります空き地、建物の建築計画がまだない空き地に草がはえていたところが、やはり少し景気の上向きというのものもあるのかもしれませんが、そこに建物の建築計画が進んだということで大きく減少をしております。

次に、屋上緑化ですけれども、これは0.2ヘクタール増加であります。屋上緑化につきましては、平成7年の第4次調査以降調査しておりますけれども、毎回のようには数字が増えています。今回の5年間に関しましては、主に公共施設や学校での屋上緑化が増えたと

いうところが主な原因であります。ここ数年の例なのですけれども、樹木・樹林の減少を屋上緑化の増加が補っているというような形になっております。

次に、樹林の中で100平方メートル以上の大きなものについてなんですけれども、これは0.8ヘクタール増加をしております。新宿区内で大規模なマンションとかオフィスビルがまだどんどん建っておりますので、こうした大規模な施設ができますと、それにあわせて緑化も増えてきております。また既存にあった樹林地については、木の成長によって一つの樹林地の面積が拡大しているということも数多く見られました。ご覧のとおり、大規模な樹林は増えているんですけれども、1平方メートル以上の個々の樹木・樹林地帯が減っているということで、小さなみどりがたくさん減って、大きなみどりが増えているというのが特徴でございます。

次に、現地調査の結果をお示しいたします。

まず、樹木、これは直径30センチ以上の樹木を数えております。1万4,000本余りで、5年前と比べますと約600本近く減少しております。減少の主な要因は、やはり個々の宅地でのお庭がなくなったということ今回特徴的だったのは、神社やお寺での木が減っているという傾向が見られました。社寺については、感覚的には永続的なみどりという感覚もあるんですけれども、実際には今の社寺というのは、やはり経営ということがありますので、駐車場になってしまったり、建物が建ってしまったりということが見られております。

次に、接道緑化でございます。

これは、連続して5メートル以上ある接道緑化を集計しております。105.9キロございまして、5年前と比べて14キロ延長が増えております。主な原因といたしましては、緑化計画書制度によるものと考えております。緑化計画書制度というのは、新宿区内で敷地面積250平方メートル以上の建築計画の際には接道緑化を義務づけるという制度でございます。また、敷地が1,000を超えると、接道以外の部分の緑化、あるいは屋上緑化というものも義務づけております。こうした制度、またあと最近では景観の指導とか、景観的な観点から接道緑化をするところが増えていると考えております。

次に、壁面緑化です。

これは、3平方メートル以上の壁面を集計しておりますけれども、これも5年前と比べると0.9ヘクタール増加をしております。これも原因としては、やはり緑化計画書制度、接

道部に木を植えるスペースがないところはスペースが少なくて済む壁面緑化でも代替ができるという制度になっておりますので、こうしたところから壁面緑化も増えている。また、神田川の護岸にツタを垂らす護岸緑化というのを長年続けているのですけれども、これが成長してきました、面積を増やしているというのも要因の一つになっております。

次に、街路樹ですけれども、街路樹は5年前と比べて700本余りの増加でございます。これは主に都道の山手通りの新設とか、明治通り等の拡幅、あるいは東京都では街路樹10万本増加計画というのを立てており、既存の緑地帯に木を植えるということも行っておりますので、そうした成果もあり、700本余りの増加ということになっております。

この調査結果の中で緑被率を過去25年間で見てみます。平成2年の第三次の調査からの結果なのですけれども、若干の上下をしているような図になってはいますが、見てみますと17.3%から17.9%、0.5%ぐらいの範囲の中での上下ですので、実態上は、この25年間ほぼ横ばいであるというのが現状でございます。

こうした中で、今後のみどりの施策をどう進めていくかということでございますけれども、これにつきましては、みどりの基本計画の中で行うのですけれども、現在のみどりの基本計画が平成29年度までですので、平成30年度からの新しいみどりの基本計画というのを現在改定の作業を進めております。

この基本計画の中の主な目標といたしまして、一番目に緑被率があります。これは、10年間で1%増加という目標を立てておりましたけれども、先ほどもお話ししたとおり、実際には0.01%増ということで、変化がないということになっております。

2番目としては、公園でございます。10年間で、公園面積を2ヘクタールふやすという目標を立てておりましたけれども、実績といたしましては1.2ヘクタールの増加にとどまっております。また指標といたしまして、新宿区民1人当たりの公園面積という指標を掲げております。これを10年後には3.9平方メートルにするという目標だったのでしたけれども、実際には3.6平方メートルということで、この数字については減少いたしました。減少の原因といたしましては、人口の増加でございます。新宿区につきましても、一時は減少していた人口なのですけれども、最近はまだ増加に転じておまして、この10年間に関しましては、公園の増加率以上に人口の増加が多かったということで、1人当たりの公園面積というのは低下をしております。

このみどりの基本計画の課題ですけれども、さまざまあるのですけれども、まずこれまでのご説明どおり、緑被率が全く伸びていないという、いろいろな施策は打って、増やしてはいるのですけれども、一方で減っているみどりもあるということで、数字としては伸びていない。

次に、公園の新設計画がないということでございます。現時点で、次の10年間に关しましては、今のところ具体的な公園の新設、あるいは拡張予定というのがありません。

次に、人口の増加なのですけれども、人口の増加が課題というのは、ぜいたくな悩みなのですけれども、今の新宿区の人口推計で行きますと、2030年ごろまで、あと15年から20年ぐらいは人口が伸び続けるという予測を出しております。公園面積が増えない中で人口がふえますので、今指標として使っている1人当たりの公園面積というものに関しましては、今後も減少を続けていこうというようになります。

次に、地域の貴重な樹木の保全でございます。現在は、保護樹木制度という制度があって、助成金のお支払いですとか、維持管理のお手伝いを多少しているのですけれども、この制度だけでは既存の樹木というのがなかなか保全できていないと、減ってしまってきているというのが現状でございます。

次に、生物多様性への対応ということでございます。

生物多様性条約が国際的にも発効されまして、その対応が求められております。また、生き物の変化というのも地球温暖化、あるいはそれ以外の要因で生き物も変化しております。また、外来種の侵入による問題というのもさまざま起きておりますので、こうした問題への対応が必要だということでございます。

次に、公園の魅力向上とさらなる利活用でございます。

公園の量的な拡大だけではなくて、質的な向上をする必要があります。さまざまなイベントを行ったりであるとか、公園ごとに特色を出したりということでございます。最近では、公園のマネジメントということで、国のほうでも今年度拡大だけではなく、公園の利用をもっと進めるべきだという話が出ております。また、東京都の都市計画審議会のほうでも、みどりや公園というものを単に単体であるだけではなく、街の中で有効に活用してまちとつながりを進めていくべきである。そして、やはり、公園のマネジメントを推進していくべきであるという方針が出されておりますので、これに対する対応が必要となってきました。

ります。

次に、みどりや花があると感じる区民の割合が増えていない。そして、自然を身近に感じる区民の割合が少ないということで、これは、アンケート調査結果からなのですけれども、いろいろと施策は打っていますけれども、実際にアンケートを取ってみると、なかなかそれが区民感情としての数字にあらわれてきていないということがあります。

そして、こうした課題にどう対応するかということなのですけれども、これは新しい今度のみどりの基本計画の方向性ということで示しております。これにつきましては、まだまだ検討をこれから進める段階ですので、これはまだ担当部局のほうのアイディアレベルでございます。

まず、街路樹、接道部緑化、壁面緑化の一層の推進ということであります。実態調査でもありますように、屋上緑化、壁面緑化等は、増えてはおります。ただ屋上緑化というのは、緑被率の向上には役に立つのですけれども、街を歩いている人からは見えない。一方で増えている接道緑化や壁面緑化は、街を歩いている人にとっては、みどりの増加を感じやすいです。右の写真なのですけれども、コンビニの上の壁面がみどりになっている、これは壁面緑化でございます。こうした事例が各地で増えているのですけれども、残念なことに先ほどの緑被率には反映されないわけでございます。そうしたこともありますので、歩いているみどりについて少し着目しようと考えております。例えば、画面の中でどのくらいみどりが見えるかというのは、これは緑視率と言いますけれども、新たな指標として、こうしたものの導入も考える必要があるのではないかと考えております。

次に、生物多様性の視点の充実ということでございます。

新宿区におきましては、既にもう20年前に生物調査と、それに基づく計画を立てておまして、その後、それに基づいて事業展開をしているところでありますけれども、先ほども言いましたように、その後、生き物も変化をしております。具体的には、20年前には、タヌキはいませんでした。今はタヌキが普通にいますし、ハクビシンもいる。どうもアライグマもいるようだというようなことがあって、生き物が変化している。あるいは、地球温暖化の影響での変化、外来種の増加ということで、こうした新たに課題に対応するための視点を加えて、みどりの基本計画の中に取り込んでいきたいと考えております。

また、市民にもう少し自然に目を向けてもらうために、生き物調査への参加であるとか、

自然観察会なども積極的に行っていければと考えております。

続きまして、樹木の保全策の強化でございます。

現在の保護樹木制度では、保護の力が弱いということがありますので、都市緑地法、あるいは都市計画法という法律を使っての規制というものがございます。これまでも議論はずっとはきたのですけれども、実際の規制というのは、所有者への制限をかけることになって、なかなかその適用が難しいということがあって踏み込めていなかったところなのですけれども、保全を進めていくには、ここにもう一步踏み込んでいかなければならないというふうに考えております。また既存の保護樹木制度につきましても、支援の拡大ができればというふうに考えております。

その他、公共施設の緑化や意識向上についての施策もいろいろと考えていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、今行っている生き物調査の結果の一例を紹介いたします。

生き物調査は、これから秋の調査、冬の調査がありますので、まだ結果は出ていないのですけれども、一部をご紹介いたします。

一番左の上下2枚がカメの写真です。上にカメが何匹かいますけれども、これは全部種類が違うカメです。イシガメと言って、日本古来からのカメと、クサガメ、アカミミガメという外来のカメ、下の写真がスッポンです。カメだけでも結構いろいろなカメが新宿区内にもいるということでございます。

真ん中の2枚が、上がカワセミ、下がサワガニということで、これは種として貴重な種になりますので、自然がなさそうな新宿でも貴重な種がいるということでございます。

右側の2枚が蝶の写真なのですけれども、上がナガサキアゲハ、下がムラサキツバメという蝶なのですけれども、上の蝶のナガサキアゲハという名前のおり、両方とも南方の本当は温かいところの蝶でございます。かつては関東近辺にはいなかった蝶なのですけれども、こうしたものが今関東近辺でも見られております。また東北のほうまで分布域を拡大をしているということで、生き物の変化を今はかる上でこうしたチョウも新宿区内で見られるようになってきました。調査結果については、また、今年度まとめましたらご発表させていただきます。

次に、先ほど少し言いました緑視の調査なのですけれども、目で見たまどりをどう図る

かということで、今、緑視調査を新宿区内で進めております。新宿区内全部で約280ポイントの交差点で、各交差点から見える各方向の写真を撮って、その中のみどりへの割合がどのくらいあるかということで今調査を進めております。一番左が45%ほど、一番右が8%と少ない状態ですので、新宿全体としてどんな状況であるのか、そしてこの割合をどのくらいの目標に設定してこれから進めていけばいいのかというのを今後検討していくところでございます。

最後でございますけれども、みどりの基本計画の進め方でございます。

検討体制といたしましては、まず部内のプロジェクトチームで基本的には検討しております。みどり土木部におきましては、職員構成が造園技術、土木技術という専門技術者が集まっておりますので、内容的には何年もこうした事業に携わっている職員でございますので、その職員を中心としたチームでの検討でございます。

次に、こちらの環境審議会と同じように、みどりの推進審議会というものがございまして、こちらのほうで学識経験者、区民代表の方、関係団体の方の意見をうかがっていきます。また、コンサルタントを入れまして、より専門的な知恵であるとか、アイデア、あるいは他の自治体等の事例なんかも調査等をさせまして、検討を進めていくという考えでおります。

今後のスケジュール、簡単でございますけれども、今年度中には素案を作成して、来年度になったら、こちらの環境基本計画と同じようなスケジュールになると思いますけれども、パブリックコメントでより広く意見を聞きまして、来年度末には計画を策定するという予定になっております。

以上、駆け足でございましたがご説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

質疑の時間が10分程度って書いてございますけれども、短い時間でございますけれども、皆さん方から何かございましたらお願いいたします。

亀井委員どうぞ。

○亀井委員 空中写真がありますね。この空中写真は、時期的にはいつごろ撮られた写真なのでしょうか。

○みどり公園課 昨年7月でございます。

○亀井委員 7月ですか。

○みどり公園課 はい。

○亀井委員 そうすると、冬場はまた変わるわけですね。

○みどり公園課 変わります。

○亀井委員 その辺はどういうふうに考えるんですか。

○みどり公園課 緑被の調査なものですから、木が一番茂っている状態の7月、夏に毎回作成しております。

○亀井委員 なるほど。それで比較は整合性があると。

○みどり公園課 はい。

○亀井委員 それから、もう一つあります。

生け垣の緑被率はどういうふうに測定していますか。

○みどり公園課 生け垣につきましても、空中から見える1平方メートル以上のものにつきましては、この中に入っております。

○亀井委員 というのは、生け垣というのはむしろ側面が茂っているわけですね。それを上からの面は面積は小さいわけですよ。その辺をどういうふうに反映するんですか。

○みどり公園課 それは緑被率という数字の中では反映ができませんので、先ほどの新しい指標としての緑視率というものを考えていって、その側面のみどりというものを評価していければというふうに考えております。

○亀井委員 まだ、それはやってないんですね。

○みどり公園課 はい。

○亀井委員 それで結構です。

○会長 よろしいですか。

桑島委員どうぞ。

○桑島委員 桑島と言います。

都立の公園というのは、新宿区はどのように対応しているのですか。

○みどり公園課長 都立ですね。真ん中に戸山公園が2カ所に分かれてありますけれども、管理は東京都の管理ということになっております。

○桑島委員 私、戸山三丁目で、明治通りを挟んで戸山公園が両方にあるんですが、戦後木

を植えて、大分老朽化して、雪が降ったり台風になると10センチぐらいの直径の枝が落ちてきたりなんかしているんです。そういうものに対して東京都がやるのでしょうか、新宿区はどう対応するのかということと、巨木もだんだん老朽化していると植えかえていけないといけません。そういう将来に対しての計画というのはどのように考えられているのか、教えていただきたいのですが。

○みどり公園課長 都立公園ですので、先ほどの木の管理であるとか、将来の植えかえとかの計画も東京都のほうで考えているところです。ただ、気になる点がありましたら、区のほうからも都のほうに申し入れはできますので、何かあれば言っていただければ、区のほうからも都のほうに伝えたいと思っております。

○会長 はいどうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

緑被率が、若干上がる傾向だったのが今回下がったということで、残念な感じもいたしますが、理由は伺いましたので、できるだけまた改善をしなければと思って伺っていました。改善策として、制度的なもの、区民と一緒に取り組むというのと両面あると思うのですが、1点質問は、緑視率のところを検討中ということですが、夏ということですので、やはり今地球温暖化対策でみどりのカーテンを非常に新宿区は広げているわけですが、夏になると大体1,500枚ぐらいがあるんです。うまく活用していければなというふうに思いました。

もう一つなのですが、先ほどのパワーポイント8ページで、下のほうにみどりや花があると感じる区民の割合が増えていないとか、自然を身近に感じる区民の割合が少ないという、非常に残念なのですが、こういうデータはどのようなところでこれは調査されているのか、それとこういうのはどこで普段は審議しておられるのか、そこをよろしく願います。

○みどり公園課長 最初のみどりのカーテンですね、ぜひ見えるところであれば緑視率にカウントしていきたいと思っておりますので、いろいろ活動、ご協力よろしくお願いいたします。

こちらの、みどりの区民の割合とか、こういうことですが、こちらは区民の意識調査の中で設問として出させていただきまして、その傾向を分析して、状況によっては、

みどりの審議会等でも審議をしたりしております。

○安田委員 非常に詳しく調べておられるのですけれども、私の意見の中で、みどりの計画じゃなくてごみ問題のところで詳しく書いていますので申し上げます。みどり土木部の職員には工学部の土木工学を出た方も多くおられると思うのですが、みどりを数字で見ると減っているからだめみたいな印象でやっているのですが、これでは総合評価はできないんです。ですから、これを総合評価するような方法論を少し勉強していただいて、数字的に減ったからマイナスかというとは増えてもそれは経済効果が大きければプラスになるわけです。ですから、環境、みどりの増えたというのは質によってどのぐらい増える、例えば1平方メートル増えた、松の木が1平方メートル、それから別の竹の木が1平方メートル減ったと、これどっちの価値が大きいんだという問題があるんです。一般の方はすごく難しいのですが、この分野に関しては、社会的費用便益分析という方法論がありまして、私の意見書のごみ問題のところをよく見ていただくと、レジ袋で詳しく書いてございますので、後で見ていただきたいんです。こういうみどりの問題に関しても、同じような方法論が使えるんです。ですから、その使った日本でも事例はありますので、土木学会でも出ていると、僕は土木学会に入っていないので、環境科学会なんかでは論文が出ていますので、そういう方法論を勉強して、少し総合評価の方法論を使ってやっていただきたい、特に新宿区に対しては私は期待しているので、やっぱりその辺を自治体レベルとしてはぜひ先行してやっていただきたいと思います。減っているというだけで、じゃ悪いのかと、そうじゃないんです。これやっぱり総合評価しないといけないんです。何かが減ればどこかで増えている場合もあるし、減り方によって効果がどう違うかというのは、もうものによって全部違うわけですね。それを金銭換算するという費用便益分析の方法を使ってやるというのがもうかなり昔から果たしているんですが、自治体のレベルでなかなかまだ残念ながらこの方法論が取り入れられてないので、私は、いろいろ自治省の関連で昔研修なんかでやっていただいたんですけども、なかなかそこまで行かないですね。それで、東京工大とか筑波大学は大学院にそういうものを勉強する学科をつくってやって、それで人材を送って、私のゼミの学生も随分東工大とか筑波大で横浜市役所とか入ってやっていますが、もう彼らが定年になる時代になっちゃって。ぜひそういう方法で、私がもし役に立つんだしたら幾らでもアドバイス等をさせていただきますので、ぜひ新宿で、それやっていただき

たいと思います。

○みどり公園課長 残念ながら、量的に減ったということはありませんが、ただ歩く人から見えるみどりということで接道緑化、また壁面緑化などは増えています。そのために、それをはかる尺度として緑視率というのを本格的に導入したいなというのがまず一歩で考えているところです。また質的にも、生物が増えたとか、かなり質的にもよくなっている面があります。今の考え等もご参考にしながら、いろいろ総合評価の方法を考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○安田委員 緑被率だけじゃだめなんです、実は。緑被率は客観的なデータがあるんですけども、緑被率で減っても、目で見えた価値が高くなれば、Willingness to Pay（支払意思額）、支払い価値のお金、マネー、金銭、10円とかじゃなくて、客観的な価値で評価すれば、緑被率が減ってもほかのほうで増えていけば、Willingness to Payが高ければ、多分新宿区民の方高いんじゃないかと僕は予想していますが、そっちのほうは効果非常に大きく出てくるわけです。だから、住民の方がそれを見て、よいという、それをお金に換算して、この緑被率が減ったもの、緑被率が減ると幾らになるんだ、場所によって全然違うわけです。それを今度総合評価する、しないとこの政策の総合的な評価ができないという形になっちゃうわけです、残念ながら。

よろしく願いします。

○みどり公園課長 総合評価の仕方については、ご検討させていただきたいと思います。

○会長 福井委員どうぞ。

○福井委員 確認ですけれども、この緑被率というのは、新宿御苑とか、先ほどの戸山公園という区立じゃない公園も入っている数字ですか。

○みどり公園課長 はい、全て入っております。

○福井委員 例えば、本当は新宿区として対策を練るのであれば、そこを除いた面積中の緑被率というのを正確にはかっていくのが進むべき道かなと思ったんですけども。

○安田委員 客観的なデータはそうですけれども、新宿区のものじゃなくてもいいんです、国のでも、それによって住民はメリットを受けるわけです。

○福井委員 はい。ただ、この施策とか、区民として、どう考えるかというのに、その数字も参考にあれば、なお緊迫感が増すかなと思うので。

○みどり公園課 実際としましては、やはり新宿御苑なんかは新宿区でどうこうできる場所ではないので、施策としては、新宿区で手のつけられるところがどうなのか。実際、新宿御苑とか、都立公園を除くとぐんと減って、公園面積も小さいですし、あるのですけれども、公園の配置をどうするかとか、小さい公園の中でどう有効を上げていくかという施策のほうにその辺はなっています。

○福井委員 それとあと、みどりの調査をされているというのは、職員の方がくまなく歩いて調査とかですか。

○みどり公園課 いえ、これは委託で調査会社のほうにお願いをしております。

○福井委員 何らかの形で区民の方に同行していただいて、写真を撮るとか、見ていただければ、もう血の通った、皆さんに意識を高めていただけるようなことができるのかなと思って何か考えていただけたらと思います。

○みどり公園課長 こちらの区全域の調査のときは委託でやらせていただいておりますが、今の保護樹木の調査などは職員が回ってやっておりますので、なるべくそういう機会を増やしてまいりたいと考えております。

○会長 時間がおしているため、進めます。

○安田委員 内容の議論は後でするわけですね。質疑は今で、内容の議論は後ほどということですね。

○会長 、私のほうからしゃべりたいこと1時間ぐらいあるんだけど、そういうわけにもいかないから、ポイントだけ。

やっぱり新宿というのは、日本において特異な存在だし、東京都においても特異な存在で、そういう超高層だとか何とかが乱立しているわけでしょう。結構今まで好き勝手に建てさせているんです。それでみどりに関しての理解というのは全くないというぐらいにひどいんです。その辺の協調性というのもどうするのかというのがやっぱりみどり公園課の人たち、頑張らないとだめなの、今度も。だから、こういうアイデアがあるよって、例えばニューヨークでやっているように、建てるときにどういう工夫をしたかと、それと高木十数本を植えたら、それに対してボーナスをあげますよと。そうすると、また高くできるという容積を上げてあげるというふうなことをやってお互いに協調をとっているわけよね。それが何にもないから、いつまでたっても、それはメモで都市計画のほうにお渡しするよ

うなこと、このときやりましたけれども、だけれども、担当課がしっかりしなきゃだめなんだよね。

それでもう一つは、やっぱり日本のほかの都市でもそうなんだけれども、緑地協定、昔の緑化協定、あれ何も使ってないんだよね。それで、昔の文献をよく読んでもらいたんだけれども、千葉市なんかだと、本当に一生懸命の担当者がいて、日本一の緑化協定都市にしたと僕は思っているんです。みんなと住民協定やって、みんなでみどりを増やしましょうと、どういう木を増やしましょうとか、そんなんでも千葉市のみどりというのはできてきたわけです。だから新宿だって、いつも亀井委員からもお話をお聞きしているけれども、やっぱり守るのと攻めるのと、あるいは小さな坪数の家というのがどんどん増えているんです、23区。だけれども何にも対策をとってないから、何もなくて、それで植木鉢を置いているだけなんです。植木鉢というのはゼロですよ、緑化率。だからパーマネントに残るみどりというのをどうやって残すのかというのを、もう自分たちのアイデアというか、具体的に出さなきゃ何をやっていいかわからないと、その辺しっかりやってもらいたいなというふうに私は思います。

○みどり公園課長 これから、本格的に施策のほうを検討してまいりますので、今の意見に加えて、開発に伴う本当にみどりの創出の強化とか、あと緑地協定などの本格的な導入等具体的に検討してまいりたいと思っております。またいろいろご指導をよろしく願います。

○会長 どうぞよろしくお願いいたします。

では、時間参りましたので、みどり公園課の方々どうもありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

◎基本目標3 資源循環型社会の形成に関する施策について

○ごみ減量リサイクル課長 よろしいでしょうか。

ごみ減量リサイクル課長の組澤です。

本日、私のほうから第二次環境基本計画の基本目標に資源循環型社会の構築に向けた取り組みということで、今まで第二次環境基本計画を含めた取り組みの中で、どのように資源循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってきたかを中心にお話しをさせていただいた

いと思います。それでは、よろしく願いいたします。

まず、その前にここにいる皆さんよく御存じかと思いますが、東京23区のごみ処理の流れについて簡単に説明をさせていただきます。

平成12年4月に、清掃事業は東京都から23区に移管されました。その際、23区のごみ処理は自区内処理が原則とされ、当面の間共同処理し、各区に清掃工場を建設するとしていましたが、ごみの量の減少に伴って、各区に清掃工場を建てるのではなく、焼却などの中間処理については共同処理することが確認され、新宿区は清掃工場を建てないということになりました。

それで、23区の清掃事業というのは、ごみの収集運搬、これは各区がやっているんです。それで、ごみの焼却粉碎など中間処理、これは清掃一部事務組合が清掃工場等をつくりまして、23区で共同処理をしています。それで、最後に焼却した灰とか不燃物で破碎したものなどの最終的な処分は東京都が行うという、この三者の協力によってごみの処理が行われています。

ここにごみの処理の流れが書いてあるわけですが、収集・運搬が各区、それで最終的に中央防波堤にある処分場に埋め立てるとというのが最終の行き場になっています。

次が、これが中央防波堤の埋立地です。東京都が設置しているんですが、清掃一部事務組合などで焼却などの中間処理をした灰や破碎した不燃物を最終的に埋め立てるところです。現在埋め立て作業が行われている新海面処分場というところなんですが、図では下のほうです。23区の最後の埋め立て処分場です。大体45年から50年ぐらいの今の状況だと埋め立て可能な期間ということで、一日でも長く使用できるように、23区と清掃一部事務組合は、ごみ減量や資源化などの取り組みを積極的に進めているところです。

今まで、第二次環境基本計画では、資源循環型社会の構築の個別目標の2-1というところで、3Rの推進ということで取り組んできました。3Rの推進というのは、リデュース、リユース、リサイクルということで、資源の無駄遣いをなくして、環境の負荷を低減して、持続可能な資源循環型の社会を構築しているということで、こちらの3つのRということで、リデュースがごみの発生抑制すること、リユースが繰り返し使うこと、最後にリサイクルが再生利用をしていきたいと思いますということです。

それでは、今まで、この第二次環境基本計画の3R推進でどのようなことを取り組んで

きたかということの説明したいと思います。

まず、リデュースについては、マイバックの利用によるレジ袋の削減、マイボトルの利用、生ごみの水切り、ここら辺に書いてあるようなことで、定期的な行動としてはマイバックキャンペーンとかエコ自慢ポイント、3R行動計画書の作成などを行ってきました。

次に、リユースです。

リユースについては、リユース品の購入、リターナル瓶の利用、使用しなくなった物をリユースショップへ持っていくということで、具体的な取り組みとしては、新宿リサイクル活動センターのもういちど倶楽部の運営、西早稲田でリサイクル活動センターの家具の再生販売など、いろいろな取り組みをやってきました。

次に、リサイクルです。

リサイクルについては、集団回収・資源回収の推進、ごみから資源物の回収、回収する資源物の品目拡大ということで、矢印から下のような取り組みを行ってきました。

その他、個別目標、今までの環境基本計画で2-2というのがあるんですが、こちらは、ごみの適正な出し方の徹底、産業廃棄物・建設副産物の適正処理、不法投棄対策という、このような取り組みもやってきたのですが、こちらのほうはここまでの説明にさせていただきます。

次に、新宿区では、環境基本計画を上位計画として新宿区におけるリサイクル事業についての基本的事項を定めた新宿区一般廃棄物処理基本計画というものを策定しているんですが、これについても触れていきたいと思います。

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に、市町村は一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならないというふうに規定されています。この法律の中で、一般廃棄物処理計画10年から15年の一般廃棄物処理基本計画と、毎年作成する一般廃棄物処理実施計画などから構成されるということで、現在の計画では、基本的な考えはごみ発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す、環境への負荷を抑え効率的に事業を実施する。取り組み施策項目は、ごみ発生抑制によるスリムな社会、資源回収の拡充による循環する社会、適正なごみの処理を行う社会、区民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たす社会となります。事業の手法は、平成29年度までに、平成17年度と比較してごみ量半減、資源化率倍増ということで、チャレンジをしているというところです。

こちらのほうに、関係を図式しているんですが、赤いのが、現在第三次環境基本計画ということで、これの下に新宿区一般廃棄物処理基本計画というのがありまして、現在、20年度から29年度までの計画となっております。

それで、こちらの計画についても、本年7月にリサイクル清掃審議会というのがあるんですが、そちらのほうに区長より計画について盛り込む事項について諮問をさせていただいて、現在、策定をしているところです。

それで、現在の一般廃棄物の基本計画の基本的な考え方というのは、やはり環境基本計画と整合性がとれておりまして、ごみ発生自体を抑え、資源循環型社会を目指すということと、環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する、この下のほうの青い部分については、清掃事業の運用の仕方等の考え方になっております。

一般廃棄物処理基本計画は、平成25年度に中間改定を行っているんですが、その際にチャレンジ目標を達成するための課題として、家庭のごみ分別の徹底、資源化率の伸び悩み、事業系ごみの減量と資源化推進の3つの現状から見た課題として整理しています。この課題に対する4つの柱を立て、それぞれごみ発生抑制によるスリムな社会、資源回収の拡充による循環する社会、適正なごみ処理を行う社会、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たす社会ということで、目標達成に向けて取り組んでいます。

ごみ発生抑制によるスリムな社会ということについては、燃やすごみの35%が生ごみ系が多いんです。家庭の塵芥ごみとか、そういうことで、これの減量ということが非常に重要ということで、生ごみの減量ということで、水分を減らす運動、その他ごみ発生抑制ということで、マイバック、マイボトル、簡易包装などについても取り組んでいます。

次に、資源回収の拡充による循環する社会ということで、集団回収の拡充、新たな資源回収の検討などをしておりまして、新たな資源回収については、今年から蛍光管・使用済み小型電子機器の回収、また近年廃食油をリサイクル活動センターで回収しているなどの事業も行っています。

次に、適正なごみ処理を行う社会ということで、区民の周知・啓発、特に新宿においては外国人の方も多くいらっしゃいますので、外国人にわかりやすいごみ出しのルールの説明を行う、また新宿は非常に事業所が多いということで、事業用の大規模建築物への指導なども努めてきました。

それともう一つ、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たす社会ということで、区民の役割として、生活スタイルの見直し、資源・ごみの適切な排出、事業者の役割として、ごみの発生抑制を考えた商品の生産・販売、事業者の自己処理責任に基づくごみ減量、また、区の役割として拡大生産者責任に基づく国や事業者への働きかけなど、それぞれの役割を担ってきました。

こうすることで、清掃事業として、近年取り組んだ大きいものについてこちらに書かせていただいているんですが、平成20年に容器包装プラスチックの資源回収を開始しています。新分別の本格的実施。

平成23年4月に、大久保通りの燃やすごみの毎日収集の廃止という、これ繁華街、店舗とか多い地域については、これまで毎日収集で利便性を図っていたんですが、業者の部分についてはなるべく業者の責任で処理してもらおうということで、徐々に毎日収集の廃止を平成23年、25年10月、高田馬場地区として進めてきました。

平成25年11月に、使用済み小型電子機器の窓口回収を開始しました。

平成26年4月に、四谷地域の燃やすごみの毎日収集を廃止しました。

平成26年10月に、資源回収の方法の見直しをモデル実施。

平成27年4月に、資源回収法を見直しを全区実施し、「新宿中継所」を「新宿中継・資源センター」へ名称を変更し、資源化の拠点として位置づけています。

28年4月は、蛍光灯の抜き取り、適正処理を廃止をしております。

それでは、これまでは、一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みで、チャレンジ目標としてごみ量半減、資源化率倍増として取り組んできたんですが、どういう成果が出ているかということについて説明をさせていただきます。

ごみ量半減においては、平成17年度に区民1人当たりのごみ量が865グラムだったんですが、平成27年度現在592グラムということで、チャレンジ目標をごみ量半減としているんですが、433グラムということで、高いチャレンジ目標として目標を出しているところもあるんですが、もう一息というか、あと159グラム、平成29年度までに減らさないと目標達成するのは困難だということになります。

次に、平成17年度は、1人当たり区民が865グラム出していたんですけども、平成27年度は1人当たり592グラムということで、量としてはかなり減っています。

次に、資源化率倍増ですが、平成17年度が17.4%で、平成27年度は21.8%ということで、これについては目標達成のハードルがかなり高い状況になっております。

それでは新宿区のごみ減量取り組みというのは同じような条件で清掃事業をやっている23区の中でどういうふうな位置づけになっているかということの説明をさせていただきたいと思います。

平成17年度の新宿区の人口が30万5,536人で、平成27年度が33万4,193人ということで、9.4%人口がふえています。23区の平均は7.7%なので、23区の中では新宿区は人口増が進んでいるというふうに考えております。

区が収集したごみ量なのですが、平成17年度は9万6,442トンなんです。それで、平成27年度は7万2,459トンということで、24.9%区が収集した年間のごみ量が減少しております。23区の中の減少率で見ると3位ということで、減少率で見ると23区ではかなり頑張っているのではないかと考えております。

また、区民が1日に出しているごみの量なのですが、平成17年度が865グラムで、平成27年度592グラムで、約31.5%減量しています。ごみ量というのが23区では18位ということで、順位としてはかなり低いんですが、この間の減量率ということでは5位と、減量してきたということでかなり頑張っているんじゃないかと思えます。

次に資源化率ですが、平成17年度が17.4%、27年度、21.8%ということで、4.4%増ということですが、23区では平成17年度19位とかなり下位にあったんですが、今は13位ということで、真ん中ぐらいの位置づけまで上昇しております。

次に、主な23区のごみ減量に向けた取り組みということをご説明させていただきます。

新宿区3R推進協議会というのを設置しておりまして、こちらにおいて3Rの取り組みを事業者、区、それぞれが協力していきながら行動していこうということで取り組んでおります。この3R推進協議会の共同宣言ということを行いまして、皆さんの事業者の方にも協力していただきながら進めております。

3R推進協議会の中で、エコ自慢ポイントというのを提唱されまして、現在、エコ自慢ポイントということで、これはレジ袋を辞退したことがわかるレシートや節電したことがわかるものを提示していただいて、新宿区エコ自慢ポイントを登録していただきまして、

たまったポイントをエコの景品と交換できる仕組みなのですが、平成27年度のレジ袋辞退ポイントは4万1,481ポイントです。これで、原油約830リットルが節約された換算になります。

次に、新宿区では2つのリサイクル活動センターを設置しているのですが、戸塚地区のほうになります。2カ所、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センターを設置しています。新宿リサイクル活動センターでは、リユース事業、資源回収モデルステーション、各種講座などを行っています。西早稲田リサイクル活動センターでは、リユース事業や資源回収モデル、講座、イベントなど、特に西早稲田リサイクル活動センターでは、大型家具のリユース再生販売、あとは新宿リサイクル活動センターでは、もいちど倶楽部という区民が持ち込む形のリサイクルショップなどを運営しております。

分別等のリサイクルの啓発ということで、お手元に広報紙「すてないで」を配付しているのですが、こちらのほう、最新の10月5日号では、区報に掲載したんですが、使用済み小型電子機器の回収、容器包装プラスチック集団回収、食品ロスなどを特集して、皆さんにリサイクル化する最新の情報等をお伝えてしています。

また、資源・ごみの分け方・出し方については、外国人の方も新宿は非常に多いので、日本語以外にも英語、中国語、韓国語を作成し、簡易版ではネパール語、ベトナム語、ミャンマー語などについてもパンフレットをも作成して啓発に努めております。

次に、これは新宿生活スタートブックという外国人向けの新宿スタートブックにも、ごみの出し方、分別について、各国語で記載し、皆さんにPRをしているところです。

また、使用済み小型電子機器の回収ボックスなども、ことし4月から各特別出張所にも設置して、回収に努めております。

最後に、今後の資源循環型社会構築に向けて考えてみるということで、これは、例示した形で書かせていただいているのですが、リデュースということで、現在、特にフードロスというのが東京都の持続可能な資源利用に向けた取り組み方針の中でも、優先的に取り組む必要がある課題ということで、今後、主に取り組んでいく課題になるのではないかと考えております。

次に、リユースにつきましては、2020のオリンピック・パラリンピックに向けてイベントなども非常に多くなるということで、イベント等のリユース食器の利用とか、マイカッ

プの利用、リターナル瓶の利用促進を進めていく必要があると考えております。

次に、リサイクルなのですが、資源物の中からの回収の拡大、あるいは可燃ごみからの雑紙の分類の徹底、古布・古着の回収の拡大、こういうものを取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

以上で、私からの説明は終わらせていただきます。ごみ発生抑制ということは、最終処分場の延命化などを含めて、限られた資源を有効に活用するのが非常に重要な取り組みなので、区も積極的にやっていきたいと考えております。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に何かご質問等ございましたらお願いします。

亀井委員どうぞ。

○亀井委員 ごみ収集にかかわる費用は、過去からどういうふうに推移していますか。最近相当費用がかかっていますか、それとも下がっているんですか。ごみの量は減ったと言っただけけれども、費用はどうですかということと、あともう一つは、ごみを収集するに当たっての省力だとか、人を減らす、あるいは苛酷な作業を減らす、毎朝寒い中を車に二、三人張りついて運んでいるわけですね。そういう苛酷な作業について、それからあと景観、こういうことについてどうお考えですか。お願いします。

○会長 どうぞ。

○清掃事業担当副参事 新宿清掃事務所におります清掃事業担当副参事の小野川でございます。今のお話しについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず経費の問題でございますけれども、長期にわたってであれば人件費が高騰しているということはございますので、上昇傾向にあるということは間違いございません。ただ、近年、ここ数年だけで見れば、私ども経費の縮減に努めているところでございますので、全体経費については減っているという認識でおります。

今、詳細な数字を持ち合わせておりませんが、こういったものの傾向としては、そういった大きな傾向にあるというふうに考えております。

それから、ごみの排出方法についてのお話かと思っております。亀井委員のほうからは、意見書ということで、ごみの収集方法についての改善ということでご提示をいただいているというふうに認識しております。確かに、路上にごみ袋を置いて、それを時間まで置いてお

くというようなことは、カラスなどの獣害ですとか、それから景観上の問題、衛生上の問題いろいろあることは十分承知しております。ただ、なかなか現在の新宿区内の建物の状況から言いますと、建物の中、または建物の敷地内でごみを置いておくというのは難しい状況にあり、やむなく道路、または道路に面したところに置かざるを得ない状況になっております。そのため、どうしても作業員がそこまで取りに行かなければならないというような状況が生じている状況でございます。作業員の苦労というのは今お話しにありましたように、夏は非常に暑い中、汗をかきながら集めておりますし、冬、寒い中、早朝から作業に当たっているということで、改善についてはぜひ検討を進めていく必要があるかと思っております。ただ、御存じのとおり、新宿区内は、広い道路だけではございません。2メートルに達するか達さないかの狭隘な道路の中に住居があるというような状況もございませぬ。そういった状況の中での収集については、改善が困難な部分もあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○会長 では、他にございましたら。

時間も押していますので、ではありがとうございます。今後ともよろしく願ひします。

今日のヒアリングは、これをもちまして終わりにさせていただきます。

事務局、これからもこういうヒアリングってあるんですか。

○環境対策課長 都市計画課のほうから都市計画の説明を、次回させていただく予定です。

○会長 ぜひ、よろしく願ひします。

◎意見交換

○会長 では、これをもちまして、議題の1、2、3が終わりました、4の各委員からの意見交換ということで、いつも、安田委員から願ひしていますから、今日は逆にして、齋藤委員からぐるっと一言ずつ願ひしたいと思ひます。

今日のテーマに関わることでご意見等言っただけければよろしいと思ひます。よろしく願ひします。

○齋藤委員 いろいろお聞きいたしましてありがとうございます。

やっぱり豊かなみどりをつくる計画、とても努力をしていると思います。住民として、目に見えていろいろなみどりが見えてきて、住民の意識は少し以前より高まってきていると思うんですけども、それをみどりがたくさん出た後に維持していくという力が啓発活動と言うんですが、住民の啓発活動が弱いかなというふうに思っているんです。

それと、新宿は、住民の例えばすごいみどりを大切にしたいと思っても、外国人とか、観光とか、ほかの県とかから来る方が多いので、すごい残念に思うことがときどきあります。それをどうしたらいいかなというふうに思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ、千田委員。

○千田委員 今までいいお話を聞かせていただきましたけれども、これは東京都の仕事になると思うんですけども、電柱をなくすということです。無電柱化で、地下に電線を入れると。これでイギリスのロンドンとか、フランスのパリは100%なんだそうです。東京都は大都市なのに7%しか、電線を地中に埋めるという計画まだ遅れているらしいんです。これは交通対策、景観、防災、小池都知事も話していましたが、そういう面で、これからやっていただきたいと思うんですけども。これは区によって、何か予算が違うそうなので、新宿区のほうはどうなのかなと思ひまして。

あとは、先ほどのごみのほうなんですけれども、3Rの推進は大変よいことなんですけれども、一般的には、余り何かもっとキャンペーンとかやって知られるようにもっとやっていただきたいと思うんです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

福井委員どうぞ。

○福井委員 今日の、このお話に対する意見でしょうか。

○会長 そういうことです。

○福井委員 この資料も伺ってよろしいんですか。

○会長 今日の2つのテーマが入っていますね。

○福井委員 それ以前に……

実は、途中まで、前期に決まっています、私は走りかけた電車で途中から乗っているような感じで、基本目標1の経過がよくわからないんですけれども、例えば、前回の地域エネルギーマネジメント構築の推進というのは、これは今回は、1-1に書かれているということなんですか。その辺がわからなくて、今しか聞けないんだったら今聞きたいし、今日の話題にするべきであれば、今日のだけをお聞きしたいんですけれども。

あと、配られた1-3のヒートアイランド対策の中で、クールシェアとかクールビズとか新宿の森整備によるカーボンオフセットというのがヒートアイランド対策にどう結びついているのか、私の知識ではわからないので、それをお聞きしたいです。

○環境対策課長 第10期の委員の皆様がまとめられたものなので、新しく委員になられた福井委員と、千田委員と、齋藤委員は、申しわけありません、時間をどこかでつくって、ご説明差し上げたいと思います。今言われた地域エネルギーは1-1に入っているというふうな位置づけですが、クールビズとか、ヒートアイランド化というところなんですが、その辺をまとめた青い冊子は差し上げました。

○福井委員 経緯のんですけれども。

○環境対策課長 温暖化指針のとりあえずの改定版なんです。こちらと今度第三次環境基本計画を合体させますので、その際にまた改めてご意見はいただきたいと思います。今のお三方、青い冊子読んでいただいて、わからない部分がありましたら、事務局のほうに問いかけていただきたいと思います。

○福井委員 この際しか言えないと思うので、感じていることなんですけれども、ごみの減量に関して、事前の各委員さんからのご意見も拝見した感じでも、やはりリサイクルというのは最後の手段であるということがある程度浸透しているはずなのに、新宿区はなぜか課の名前にリサイクルが残っている、エコライフ推進員のチーム分けのときにでも、やっぱりリサイクルという言葉にこだわる方がいて、リサイクルが先に出ちゃってしまうんです。そこら辺の認識が、やっぱり名前がついているがゆえになんか進まないのかなというのがあるので、ここでしか言えないので、環境審議会のこの基本計画とは関係ないんですけれども、ご検討いただければと思いました。

以上です。

○会長 では、亀井委員お願いします。

○亀井委員 たくさんあるんですが、1つだけお話ししたいと思います。

戦後から、今からさらに40年、50年ぐらいまでは、スクラップ・アンド・ビルドのような、そういう住宅が建っていたんです。したがって30年ぐらいたつともう住めないよね、住宅は。それで新しく住宅をまたつくりかえる。ところが、現在は、長期優良住宅、50年、100年、あるいは福田内閣のときには200年住宅というのをつくるような、そういう提案がされましたね。そうすると、都市計画のあり方も変えなくてはいけないと思うんです。

つい先日の私の家の近くのお話しをしますと、一つの住宅、戸建て住宅から3軒の住宅が建ちました。それからもう一つは、一つの戸建て住宅の敷地から6軒の住宅が建ちました。その住宅と住宅の隙間は60センチから70センチぐらい。だから、エアコンの室外機ですか、それがもうやっと入るぐらいの、そんな隙間しかないんです。それで、これから50周年も100周年もたせようとするような住宅を建てるのであれば、従来のスクラップ・アンド・ビルドのような木の裸の、わかりませんが、そういう住宅ではない、それなりに防火性のある住宅が建っているんですが、防火性の住宅が建っているの、地震があつて火事が起きれば燃えちゃうと思うんです。そうじゃなくて、それもひっくるめまして、もう少しゆとりのある住宅を建てる、庭に対して少なくとも建蔽率は50%以下、緑被率は20%以上、そういうような住宅が建つような都市計画に早々に改めなければいけないと思うんです。相当世の中が変わっているんですから、私はそれを強くお話ししたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

桑島委員どうぞ。

○桑島委員 みどりにつきましては、公園だとか一般住居、食住緑化を促進するということは大変大切なことだと考えるんですが、私の町会も戸建ての小さな庭があるんです。植樹は皆さん一生懸命やっているんですが、木はどんどん大きくなる。高齢者がどんどん増えるということで、今ごろでは自分らが剪定していたのが、もう業者に頼まにゃいかん。そうしますとお金もかかるというようなことで、緑化を促進したいけれども、なかなか難しい面もあるのかなというように感じております。当面それに剪定すれば、ごみが多量に発生するというようなところで。

それから、資源循環型については、やはり食品ロスの削減というのが大変大切じゃない

かなというふうに思っております。廃棄物をいかに減らして、資源の有効活用をするか。これは一般家庭にしても、企業にしても、レストランその他いろいろありますので、大変な話なんですけれども、やはり何らかの形で減らしていくということは、新宿区だけじゃなく、国全体の話かなというように感じております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、小畑委員どうぞ。

○小畑委員 小畑でございます。

今いろいろご報告いただきましてありがとうございました。やはり見て、今緑視率という言葉も聞いたんですけれども、確かに新宿の街って、もう上から見たらみどりが無い。今おっしゃいましたとおり、新しく家が建つと、もうだんだん小さくなって、庭がなくなるって、これはもうごく自然現象と言いますか、どうしてもこれからみんな都心に住みたいという方がますます増えてというか、みんな都心に帰っている現象になれば、そうすると家を小さくしないと購入できないというので、こういう現象というのはなかなか抑えても抑えられないんじゃないかなというふうに個人的には思っております。

その中でも、今日は、聞いた緑視率ということで感じたことを申しますと、実は、今大阪の話をしてますと、大阪に梅田スカイビルというのが、これ二十五、六年前に積水ハウスさんが施主で建てられたツインタワーというビルがあるんです。屋上に空中庭園があつて。その中に、その何年か後には安藤忠雄さんが、みどりの壁というのをつくられたんです。それがどれぐらいになっているのかというのをたまたま私も見に行きまして、本当に新宿で言いますと、西口のビル街の中に壁をつくりまして、それが全部みどり、植栽になっているんです。壁が大体5メートルぐらいのこういう四角いぐらいの、この周りが全部植栽で、中に人間が入って手が入られて、樹木を全部管理できると。ですから、あいている公開空地みたいなところにそういうのがつくってありまして、あれは非常にいいなと思ひまして、みどりがというか、公開空地にああいうことができれば、お金もかかるかもしれませんが、非常にみどりの部分というのはふえるんじゃないかなというふうに思いました。行政さんだけではできないとは思いますが、やっぱりそういう企業さんの力を借りて、そういう形で緑視率ということをもし上げられればいいかなというふう

に感じた次第です。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

では、山本委員代理の方で岡野さん。

○山本委員（代理岡野） 山本の代理の岡野でございます。代理でございますので、一言だけ。

皆さんの、お話し、ご説明等を聞きまして、やはり新宿区の特徴をとらえてやっていくということが大事なんだろうなということを感じております。今の小畑委員の話もそうですけれども、都市におけるというような観点ですとか、やっぱり新宿区ということの特異性というのを非常に大事にしながら、把握しながらというんでしょうか、そういったことで進めていくとよろしいのかなというのが感想でございます。

以上です。

○会長 どうもありがとうございます。

大島委員どうぞ。

○大島委員 すみません。今日、どちらも話を聞いていて、こういう審議会でせっかくなことを話が出ているのを、いかに住んでいる住民の方に伝えるか。私なんか、今マンション住まいですけれども、やはりごみの分別をもっとやればいいんじゃないのかな。マンションでも掲示板に当然張ってありますし、当然新聞の折り込みでも新宿区の広報紙でも見れば出ているんですけれども、それが住んでいる人になかなか伝わらない、それが一番ネックなところかなと思います。当然、話す場があれば話すんですけれども。

私も一番上が高校の娘がいるんですけれども、小学生の間はすごいサイクルに積極的で、分別をやっていたんですけれども、やはり中学ぐらい面倒くさくなって、洗えばプラで捨てられるのを平気で燃えるごみで捨てるとか、見かけたときは注意するとか、わからないところで自分がやったりもするんですけれども、その辺が非常に難しいかなと思うので、今後、その辺を課題にしたいなと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、勝田委員よろしくお願ひします。

○勝田委員 勝田でございますけれども、最初のほうのみどりのほうですけれども、いろいろ

ろのところはかなり行政のほうからのあれで、かなり進んでいるというふうに感じました。ただ、今後は、法的な規制ですとか、いろいろかけて、きちんとした支援、保護をしていくというような支援が必要なんじゃないかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、ごみのほうなんですけれども、やはりなかなか難しいのは、せっかくリサイクルをしても、それがまた新たな資源になっているということが非常に見えにくいというところがあるかと思えます。このあたりのところが、ライフサイクルでもってどうやってマネジメントしていけばいいかということをごさきん方に広報していく必要があるだろうと思うし、また、どれだけ資源として返ってきているのかということもぜひ明らかにしていただければと、そういうところがきちんとわかれば協力されるんじゃないかなと思うところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、崎田委員をお願いします。

○崎田委員 ありがとうございます。

細かい意見に関しては、先日、事前に意見書を出していますので、それをぜひ採用していただければありがたいというふうに思います。

ポイントだけ申し上げますと、みどりの創出のところ、今日は緑被率の細かいデータが出たので、そこをご紹介いただいたんですが、いつもいろいろとお話を伺うときに、非常に新宿は水とみどりのネットワークを大事にするということをおっしゃるんですが、今日は、余り水の話がなかったんですけれども、やはり、これから水辺とか、そういうのもできるだけまちの中にもう一回きちんと考えていきながら、みどりもふやしていくというところを根本的に考えていったらいいんじゃないかというふうに思います。

なお、今回のパリ協定の批准ということが、やはり日本もようやく批准するというふうに新聞などで出ていましたけれども、パリ協定で非常に重要だったのは、今世紀末には、CO₂の排出と吸収がプラマイナスゼロになるという、それを目指すんだということを明確に伝えているというのは大変重要だと思いますので、やはり都市の中でも、みどりをきちんと生かしていくということを強調するということが大事だと思いますし、新宿の森を育てるということも、そういうようなことも全体のところの中できちんと共有していくのが

大事かというふうに感じています。

あと循環型社会づくりのところも、そういう社会全体の流れから言うと、今まで世界の課題は温暖化対策だっというような印象だったんですが、ことしのG7前後から本当に資源を効率よく使っていくことが地球環境全体にとっても重要ということが非常に強く言われ始め、やはりそういうところの危機感というのをぜひきちんと共有していくような意味も込めて、この循環型社会づくりで、特に3Rの中のリデュース、リユースのところの施策をきちんとつくっていくということ、生ごみなどに関しても、ご意見も出ていましたが、食品ロス削減のこととか、使い捨て型の食器や何かをイベントで使うのはなくしたいというお話も、先ほど区の発表でありましたが、そういう大事なポイントになるような対策、施策を、しっかりとつくっていけるような計画をつくっていくのが大事なんではないかというふうに感じました。

なお、最後に1点だけ、今日の朝の新聞で、オリンピック・パラリンピックの際のメダルを小型家電の回収資源でつくるということを理事会で決定したというのが出ていました。詳細どういうふうにそれをやるのかというのはまだこれからの協議なので、もう少し細かいことがわかるのは時間がかかるかと思うんですが、とても大事なことだし、すばらしい流れだと思うので、何か、そういう流れにうまく新宿でも参加していけるような流れに、詳細が発表されてからですけれども、そういうふうにみんなで考えていければいいなというふうに思いました。よろしくお願ひいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

安田委員お願いします。

○安田委員 私、新宿区とかなり長いつき合いなんですけど、特に今日ごみ問題も、組澤ごみ減量リサイクル課長から話ありましたけれども、ごみ問題を解決するのは、土木的な技術とかそういうものだけではなくて、社会システムとか公共政策、特に経済政策が一番重要になっていくので、私、理工科系の出身なんですけど、そちらのほうに研究所がシフト行きて、それで、ごみ半減リサイクル倍増計画はちょうど私が高校1年生のときに、池田内閣の所得倍増計画というのが出たんで、それを参考にして、新宿区のほうに提言させていただいたんですが、それからは所得倍増じゃなくて、環境の質を倍増すると、それを具体的にはごみを半減して、リサイクル倍増するんだというような形で出したんですが、半

分残念ながら行っていませんが、そういうことがありますので。

この環境審議会のほうもずっとつき合わせていただいているんですが、環境全体で必要な、私は3Rではだめだという考え方なんです。私は、今はプレサイクルというのをもう大分、やっぱりこれも10年前ぐらいから提案しているんですが、プレサイクルというのは、プレというのは事前にサイクルする。つまり、ごみをつくらない、ごみを売らない、ごみを買わない、ごみを出さない、そういう社会をつくるような社会経済政策というか、政策手段、そういうものを展開していく必要があるんじゃないかと。その中で、日本の場合、全然進まないんですが、ごみ処理料金の有料化政策を、私は有料化をすべきだと、特に、レジ袋なんかはもう、意見書のコピーが配付されましたけれども、有料化すれば、原価は3円50銭なんです。ですから5円で有料化すれば、私の調査では70%、10円でやると90%の人がもうレジ袋をもらわないという形になるわけです。

今、スーパーとかコンビニで無料で配布しているんですが、あれ無料じゃなくて、ほかの商品に全部上乘せしているわけです、価格を。ですから、これは間違った資本主義経済の使い方なわけで、それをきちんと正しい経済システム、資本主義経済の仕組みの中にそれは環境も内部化してやっていく方法であるということ、それを理論的かつ実証的、さらに政策、それから実際の中央行政と結びつく形でやっていきたいというライフワークを考えていましたので、新宿区にはかなり、率直に言って喜んでやっているつもりなんです、ぜひそういう点を考えて、さらに新宿区のほうが進んでいただく。

私は、ごみ半減りサイクル倍増というのを言ったんですけれども、これももう10年たちましたので、違う形の展開をひとつ、だから今日プレサイクルというのを、前から私は言っているんですが、そういうような概念を、それから方法論も環境経済政策、そういうものを具体的に入れていくということです。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

一回りして、皆さん方からご意見を頂戴したわけなんです、私、簡単に一言だけ。

今日、みどり公園課のほうからの緑被率の推移ということで、重点的にご説明もあったわけですが、最近気象庁なども、今のヒートアイランドというか、ツケというのは早く取り除かなきゃいけないようなことを言っております。

順序として、その次にいろいろなCO₂の問題があって、当面、今までのツケっていうのはヒートアイランドだと、産業化による。やっぱりどっちがどっちというか、両方とも大事だし、一緒にやっていかなきゃいけないんだけど、以前、新宿でお話したときに、お年寄りの方から、そういうCO₂も大事だけれども、夜寝られるようにしてくれよと言って陳情のあったことあるんです、私ちょうどヒートアイランドの対策やっていますから。そういうお話もあるし、いかにしてみどりを増やすのかという努力、今後、重点的にやっていただきたいなというふうに思います。

公園のほうも、増やされてはいるんだけど、これからも小さな公園を含めて、頑張っていたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、じゃこれで大体終わるわけなんですけど、事務局のほうから、今日のことを含めてお話しをお願いします。

○環境対策課長 貴重なご意見いろいろありがとうございました。

ご意見を取りまとめたいと思います。資料の1をご覧になっていただきたいと思うんですが、A3の横のカラーのものです。第3次環境基本計画基本目標の体系案です。こちらですが、今回、基本目標2、豊かなみどりの保全と創出、3、資源循環型社会の形成でございます。ここには取り組み方針のところ、案ということで記載させていただいておりますが、これはとりあえず記載したというものでございます。こちらにつきましては、先にご提出いただいた具体的な取り決め内容に対する委員の皆様からのご意見と、それから本日、ご議論いただきました意見等を踏まえまして、この赤枠で囲んだところ、取り組み内容を事務局のほうで取りまとめたいと思います。また、皆様からいただいたご意見には共通したものも多いと思いますので、集約した形で事務局で案を取りまとめたいと考えております。

取りまとめたものですが、11月25日の前後あたりにお送りしたいと考えております。

それから、本日、みどり公園課とごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所から説明がありましたけれども、追加のご質問等がございましたら、恐縮ですけれども、一両日中に、私ども事務局までお知らせください。事務局から取りまとめまして、担当課に確認をして、後日回答をしたいと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

◎その他

○会長 では、時間もかなりオーバーしておりますが、次に次第の5で、その他。

何か皆さん方からご発言等ございましたらお願いします。

千田委員。

○千田委員 さっきの無電柱化のことなんですけれども、その後に、木をばっと植えてというか、そういうみどりを多くしたほうがいいんじゃないか。先ほどの緑視の写真がありましたけれども、電信柱がありますよね。それでみどりが少ない、それに木をどんどん植えて、増やしたほうがどうでしょうかという意見なんですけれども。

○会長 私、景観問題もやっています、今から20年ぐらい前だったかな、景観がひとつのブームになったことあって、そのときも無電柱というので、いろいろな電力会社の方たちもお願いしたような時代もありました。ただ、時代がなかなかそういったことに許さなかったし、公共のほうも、全部を負担するわけにもいかなかったというのでストップされて、今度はいろいろなのを、オリンピックだとか何かのことも含めて、考えながらというので、またの挑戦の機会かなというふうに思いますけれども、全部が全部できるわけじゃなくて、順序があると思いますし、そのプライオリティの問題というのも今後どういうふうにしていくのかというのが問題化すると思います。

では、よろしゅうございますか。

○崎田委員 すみません、1つだけよろしいですか。

○会長 はい。

○崎田委員 先ほどみどりのお話のときに、住民の普及・啓発の部分が弱いというご意見が齋藤委員からあって、ぜひ、お知恵をいただきたいなと思ったのは、私、環境学習センターの指定管理者をやらせていただいている団体も運営しているんですが、その中で、実は花とみどりをふやすということを大事にしながら、写真を撮ってもらって、それをコンテストするという新宿花とみどりいっぱい写真展というのをやっています、今その募集期間を今失念しているのので後で情報をいただければお伝えしますが、そういうのをやって、実際に写真の技術を競うんじゃないくて、自分たちの暮らしの周りに花やみどりをた

くさんやる人を増やそうという、そういう作戦なんです。そういうのも、今後ぜひみどり公園課の皆さんとも連携しながら、そういうのをもっと広められればいいなと思うし、地域の中で、そういうのを一緒に盛り上げて、地域単位で応募していただきながら、そういう自分たちがまちや、花や、みどりを育てるんだという雰囲気広がっていくのが大事だと思うんで、そういう取り組みもやっていますので、またそういうのに参加いただいたりして、ご意見をいただくとか、そういうふうな流れができていくとうれしいなと思いました。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○会長 皆さん方、ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

どうも時間延長して申しわけございません。

事務局のほうで、何かお伝えすることあったらお願いします。

○環境対策課長 事務局から、報告が1件と、それから連絡事項4点長いんですが説明させていただきます。

まず報告ですが、今、皆さんのお手元にお配りしていますが、新宿区の環境マネジメントの件でございます。

新宿区は、今、ISO14001運用していますが、これを切り替えて、区独自の新たな環境マネジメントシステムを構築しようという考えに今動いております。今お配りした資料の左上のほうをごらんいただきますと、新宿区では、平成12年度にISO14001規格を認証取得し、15年間にわたって環境マネジメントシステムを運用してまいりました。取り組みの積み重ねにより、省エネ、省資源等の環境配慮行動が職員に定着してきたことから、現行の環境のシステムの水準を維持しつつ、指定管理施設や学校等でもわかりやすく運用しやすい区独自の環境マネジメントシステムを構築しますということでございます。

このきっかけは、昨年ISOが大幅に改正されまして、ISO14001も9000シリーズも改正されたんですが、自治体には少しメリットが少ないかなというような印象を持ちまして、ISO14001の認証につきましては12月に認証更新をしないということを決定しております。

では、新しい環境マネジメント、区独自のが何かということ、右のほうのオレンジで塗ったところを見ていただきたいと思いますんですが、目標にあった、実態にあった目標の設定ということで、例えば学校とか保育園、そういうところで、それぞれの目標にあった環境活動

の目標、それを立ててもらいたいということが一つでございます。

それから、2つ目が、事務手続のスリム化で、ISOというといろいろな書類が多いんですが、今現行ある手順書は10種類ですが、それを2種類に、また、様式は23種類ありますが、4種類にということで、そういう事務の煩雑さは見直して、環境改善に現実的に実効性ある取り組みをしたいと考えています。

3点目が、環境法令の遵守ということで、特にPCPだ、アスベストだ、劇毒物だ、消防法の少量危険物、あるいはフロンとか、そういうものを重点的に取り組んでいこうというところ です。

それから、内部監査を充実させるということと、運用状況を区民の皆さんに公開していこうということでございます。

このマネジメント、12月中には整えたいと思っておりますが、年明けから、区役所のほうで試行を開始いたしまして、4月から運用をするという予定でございます。

新たな環境マネジメントシステムの運用による成果等につきましては、今後この審議会でご報告させていただきたいと思っております。

続いて、連絡事項でございますが、1点目は、次回の審議会の予定でございます。次回の開催は、年明け1月19日木曜日、朝10時から、こちらの会場の第三委員会室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、連絡事項の2点目ですが、毎回こちらをお願いしていて恐縮なんですけれども、次回の審議会でご検討いただく基本目標4、安全・安心、快適な生活環境の確保、それと基本目標5、多様な主体の環境活動と環境学習の推進、これに対する具体的な取り組み内容について、また委員の皆様のご意見を事前にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。恐縮ですが、12月8日までに、ファクスやメール等でご回答をお願いしたいと思います。

なお、基本目標につきましては、前回ご議論いただき概ね固まったと考えてはおりますが、基本目標の4につきましては、安全・安心、快適な生活環境の確保という基本目標ですが、区役所の中から環境の部門での安全・安心ということはわかりにくいじゃないかというような指摘もございましたので、皆様からいただいた取り組み内容を検討する中で、基本目標4についても、ご意見がございましたら記入していただいて、あわせて意見をい

ただきたいと考えております。

また、この用紙の下の欄は、基本目標 2、3 の取り組み方針、取り組み内容についてでございますが、こちらの用紙には本日のご議論の取りまとめをしましたものを11月25日ごろに送らせていただきますので、ご確認いただきたいと思います。

また、あわせて、先ほど説明いただいた2つの案件についてのご意見、みどりのこととか、リサイクルのこととか、ございましたら、それをいただきまして、それらの回答もあわせて送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、連絡事項の3点目ですが、今、新宿区で基本計画とそれからまちづくり長期計画をつくっております。基本計画のほうの骨子案がこんなに厚いんですけども、それから、もう一つまちづくり長期計画、都市マスタープランの見直しなんですけど、その骨子というのもこんなに厚いんですけど、これを企画部門のほうから委員の皆様にお送りすることでございます。これが届きましたら、前回皆様のほうにはアンケートをお願いして出しているんですが、その辺のことを踏まえて、こういう骨子案をつくったということです。これを後日、郵送させていただきますので、これを見て、ご意見がございましたら、パブリックコメントの中で提案していただきたいと思います。パブリックコメントが11月25日から12月26日までであるということですので、ご意見ございましたらパブリックコメントで意見を出していただきたいと思いますということです。郵送はさせていただきますし、また詳しくは「広報しんじゅく」の11月25日号でお知らせする予定だということです。

それから、最後になりますけれども、審議会委員の皆様は今お配りしますけれども、東京2020のオリンピック・パラリンピック競技大会のPRにご協力いただきたいと思いますということが東京都からございましたので、今ピンパッジをお配りしております。これをつけて、PRしていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

今日は、長時間にわたってご議論いただきましてありがとうございます。

また、関係の課の皆様には、ご説明していただきましてありがとうございました。

では、これをもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時57分閉会